

平成 21 年 5 月 15 日現在

研究種目：基盤研究（A）
 研究期間：2005～2008
 課題番号：17203007
 研究課題名（和文） 市場環境・生活環境の秩序形成における公私の協働——《公共圏》の実定法学的構造
 研究課題名（英文） Collaboration of the Public and Private in forming Order to the Market/Living Environment: The Legal Structure of <<Public Sphere>>.
 研究代表者
 吉田 克己（YOSHIDA KATSUMI）
 北海道大学・大学院法学研究科・教授
 研究者番号：20013021

研究成果の概要：公正な競争秩序や良好な自然環境、都市環境を確保するためには、行政機関や市町村だけでなく、市民が能動的な役割を果たすことが重要である。要するに、公私協働が求められるのである。しかし、公私峻別論に立脚する現行の実定法パラダイムは、この要請に十分に応えていない。本研究においては、行政法や民法を始めとする実定法において、どのようにして従来の考え方を克服して新しいパラダイムを構築すべきかの道筋を示した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2005年度	7,800,000	2,340,000	10,140,000
2006年度	8,200,000	2,460,000	10,660,000
2007年度	6,800,000	2,040,000	8,840,000
2008年度	5,900,000	1,770,000	7,670,000
年度			
総計	28,700,000	8,610,000	37,310,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：外郭秩序、競争秩序、環境秩序、消費者法、公私協働、公共性、損害賠償、差止め

1. 研究開始当初の背景

(1) 本基盤研究 A の研究分担者の多くは、平成 14 年度から 16 年度にかけて実施した基盤研究 A 「溶解する法システムの 21 世紀的統合に向けた法戦略——行政・市場・生活の比較研究」(以下、「前基盤研究 A」という)の研究分担者であった。前基盤研究 A の目的は、現代社会を構成する「政治＝行政」、「経済＝市場」、「生活＝消費」という 3 つのサブシステムの内部変化と外部の変容(相互関係の変化)を、実定法というきわめて実証的観点から構造的＝総合的に把握するところにあった。

この作業を行う中で新たに浮上してきた課題は、「公私のクロスオーバー」を実定法学がどのように理論化するか、である。上記の 3 つのサブシステム相互の溶解と再編を端的に表現するのは、公私のクロスオーバーという現象であった。また、そのような問題が集中的に現れる問題領域として、市場環境と生活環境があることも明らかになった。そこで、検討をこの 2 つの問題領域に集中する形で新たな研究作業を実施することを企画した。そのような観点から研究グループを再編して発足したのが、本基盤研究 A である。

(2) この 2 つの領域で公私協働を妨げて

いる理論的原因は、公私峻別論とそれを前提とした伝統的実定法パラダイムである。これらの領域において公私峻別論が急速に現実適合性を失いつつあることは、すでに少なくない論者が指摘するところであった。市場については、経済法学から民法と独禁法の連携という問題提起がなされ（根岸哲）、民法学からも経済的公序を通じた両者の連携が説かれていた（大村敦志）。また、生活環境の領域における新たな理論的試みであった環境権論（大阪弁護士会）も、この領域における市民の法形成へのイニシアティブを發揮させる性質のものと評価することができる。

このように、先駆的な理論的試みは存在したものの、それらはいずれも特定の領域における対応策を志向するもので、全体的・総合的な理論的アプローチではなかった。また、この問題にアプローチするには、公私の再構成や公共性などに関して、広い理論的パースペクティブに基づく検討が必要になる。先行研究は、これらの点でも必ずしも十分ではなかった。

(3) 他方で、現実の法現象においては、公私協働の動きが加速化していた。独禁法の領域では私的エンフォースメントの重要性が叫ばれ、2000年の同法改正によって、私人による差止めの制度が導入されていた。また、消費者法の領域においても、消費者契約法の2006年改正によって、消費者適格団体を主体とする差止制度導入が議論されるなどしていたのである。このような動向の中で、市場環境と生活環境の問題領域において公私協働を目指した全体的・総合的な研究作業を実施することは、喫緊の課題となっていた。

2. 研究の目的

本基盤研究Aは、このような状況を受けて、市場環境と生活環境の2つの領域を対象として、公私協働を可能にする新たな実定法パラダイムを構築することを目的として遂行された。より具体的には、次の2つの課題が追求された。

(1) 市場環境と生活環境において、伝統的実定法パラダイムがなにゆえ事態適合性を失っているかを理論的に解明する。これらの領域は、特定の市民の利益にかかわる法的空間であるが、それだけではない。これらの領域は、同時に、不特定多数の市民の利益（公共的利益）にもかかわる。それゆえ、ここでは公私がクロスオーバーする。伝統的実定法パラダイムが事態適合性を喪失している根底には、このような事情があるのではないか。この理論仮説を可能な限り広い理論的パースペクティブから実証することを目指した。

(2) そのような基礎的作業を踏まえつつ、市場環境と生活環境を対象にして、公私の協

働を可能にする新たな実定法パラダイムを構築することを目指した。中心的な問題領域は民法学と想定した。市場環境に関する鶴岡灯油訴訟や生活環境にかかわる近時の国立景観訴訟は、民法学に重大な理論的課題を提示した。これらの訴訟において問題になったのは、価格カルテルの抑止や居住環境（景観）の確保という公共的利益である。しかし、伝統的民法学は、私的な利益と権利とを基本的パラダイムとするがゆえに、この新たな事態に適合的な理論を提示していない。被害利益の公共性を踏まえた不法行為の要件論（損害論など）や違法行為に対する救済論（差止論）の再構築が求められる。また、競争秩序に違反する法律行為の効力という観点から、公序良俗論も重要な検討課題となる。問題の現代的展開は、民法学以外の実定法学にも新たな理論的課題を突きつけている。行政法学においては私人の役割論や原告適格論の再検討、刑法学においては保護法益論の再検討などが直ちに問題となる。これらの論点を突破口として、伝統的実定法パラダイムの再構築を目指す。これらが本基盤研究Aの目的であった。

3. 研究の方法

(1) 2つの主要な研究対象領域である市場環境と生活環境に対応させて、「市場環境班」と「生活環境班」を設置した。また、両者を貫く公私協働の基礎理論を追求するために、「基礎理論班」を設置した。これらの3つの研究ユニットの個別的理論活動を基礎としつつ、全体研究会や全体シンポジウムを適宜開催して、実定法横断的、また基礎理論との交流を確保した。

(2) 外部から研究者を招聘した研究会、シンポジウムを適宜開催して、内部での理論形成を不断に相対化するよう努めた。外国からも研究者を招聘してシンポジウム等を開催し、理論形成の交流と理論の国際発信を図った。

(3) さまざまな手段を活用して、中間的なものであっても研究成果を外部発信し、理論を外部の批判的視点に曝すことを試みた。北大法学研究科の紀要である『北大法学論集』が主要な発表媒体となったが、それに限定されず、NBLやジュリスト、法律時報誌など法律関係専門誌にも、積極的に公表の場を求めた。また、学会での成果公表も試みている。これらの外部発信を契機に、本基盤研究Aの研究成果についてさまざまな批判的検討を得ることができ、本研究の深化に大きな意味を持った。

4. 研究成果

本基盤研究Aは、上述のように、各論としては市場環境および生活環境を研究対象と

し、総論的にはこれらに共通して問題になる公私協働の理論的問題の検討を研究対象としたので、以下、この3つの研究領域ごとに研究成果を述べる。

(1) 市場環境について

①この領域において本基盤研究 A の出発点となったのは、前基盤研究 A のまとめの意味を持ったシンポジウム「競争秩序への多元的アプローチ」の公表のための作業であった。その成果は、北大法学論集 56 巻 1 号 (2005 年) (a) および同 56 巻 3 号 (2005 年) (b) に公表されている。そこでは、契約違反誘致について競争法上の評価を行おうとする森平明彦「経済法と私法」(a 201~213 頁)、法哲学の見地から市場のあり方を検討する長谷川晃「法と市場の間」(a 214~230 頁)、需要者間の競争と供給者間の競争に分けて競争秩序維持における民法の役割を検討する吉田克己「競争秩序と民法」(a 249~263 頁)、交渉力濫用規制を素材として競争秩序の実現における私法の役割を検討する曾野裕夫「競争秩序の実現における私法の論理」(a 264~276 頁)、刑事法の領域から問題にアプローチする伊東研祐「保護法益としての『競争秩序』」(b 1325~1335 頁)が収録されている。

これらに対する田村善之コメント (a 231~242 頁) は、(i) 独禁法や民法から出発して競争にアプローチするのではなく、むしろ競争法ないし競争政策の観点から独禁法や民法の位置づけを考えるべきではないか、(ii) 道徳的公正などに表現される正義論で考えるという決定主義ではなく何が公正であるか分からないので市場に決めさせるという発想を採るべきではないかなどの問題を指摘する。また、藤岡康宏コメント (b 1326~1343 頁) は、秩序論さらにそれとの関係で差止請求権の基礎理論ないし発生根拠論を開拓する必要性を強調し、潮見佳男コメント (b 1344~1357 頁) は、「外郭秩序」を強調するとその中核にある私法秩序については超古典的な法秩序を描くことになりそれは問題ではないかとの問題提起を行った。いずれも重要論点を指摘する問題提起であった。

②その後のこの領域での研究活動として、「消費者法における公私の協働」と題するシンポジウムの開催があり、この成果は、北大法学論集 57 巻 5 号 (2007 年) (a) および同 57 巻 6 号 (2007 年) (b) に公表されている。そこでは、業法 (事業法) 秩序の内部に「特別私法」秩序を見出そうとする潮見佳男「貸金業規制法と私法秩序」(a 2165~2197 頁)、刑事法における被害者救済の動向をも射程に収めた佐伯仁志「消費者保護における刑法の役割」(a 2198~2214 頁)、東京都の消費者行政を詳細に検討する島田和夫「自治体の消費者行政について」(b 2627~2643 頁)、2006

年に成立する消費者団体訴権の背景と位置づけを検討する池田清治「消費者団体の団体訴権」(b 2644~2669 頁)が収録されている。

さらに、本基盤研究 A のこの領域での研究活動の中心となったのは、2007 年度日本私法学会の全体シンポジウム「競争秩序と民法」の実施である。報告者 6 名のうち 5 名を本基盤研究 A の研究分担者が占め、そのため、本基盤研究 A の枠内でこの準備活動を展開したのである。報告者による内部研究会を多数開催したほか、外部の報告者を招聘した研究会も開催して (6 回)、問題意識の拡大を図った。報告内容を示す論考は、NBL 863 号 (2007 年) に収録されている。吉田克己「総論・競争秩序と民法」(39~47 頁)、瀬川信久「競争秩序と損害賠償論」(48~55 頁)、藤岡康宏「競争秩序と差止論」(56~63 頁)、曾野裕夫「競争秩序と契約法」(64~72 頁)、池田清治「競争秩序と消費者」(73~80 頁)、田村善之「競争政策と『民法』」(81~93 頁)である。学会は大盛況で、高いレベルの議論が行われ、民法学界に貢献することができた。議論の状況は、雑誌『私法』70 号 3~60 頁 (2008 年) に掲載されている。なお、「公私協働」を前面に打ち出したシンポジウムは、私法学会としてこれが初めてである。

③競争に関する本基盤研究 A の研究は学界でも注目され、関連するテーマでの報告を依頼されることが少なくなかった。日本経済法学会 2008 年大会における瀬川信久報告 (「消費者法と民法」日本経済法学会年報 51 号 92~107 頁 [2008 年])、消費者法学会創立大会における吉田克己報告 (「市場秩序と民法・消費者」現代消費者法 1 号 67~78 頁 [2008 年]) などがその主要なものである。

④この領域での国際的な理論交流も積極的に推進し、フランスから競争法と民法との関係に関する第一人者、ベルサイユ大学ミュリエル・シャニ教授を招聘して研究会を開催した。その報告 (吉田克己訳「競争秩序における債務法」北大法学論集 58 巻 5 号 [1]~[34] 頁 [2008 年]、同訳「競争法と損害賠償訴権」同誌 [35]~[50] 頁) は、フランスにおいても競争秩序の維持確保に民法を活用しようという発想が存在することを示す貴重なものであった。また、モロッコで開催されたアンリ・カピタン協会の年次総会のテーマが「競争」だったので、1 名 (吉田克己) を派遣し、ナショナルレポートを提出した (Toshifumi HIÉNUKI et Katsumi YOSHIDA, *Les sanctions en cas d'attentes à la concurrence: cas japonais*. 未公刊)。

⑤現在では、競争の領域において公私協働 (具体的には民法を通じた競争秩序の確保) が必要であり、かつ、可能であるという認識は、学界にほぼ共通のものになってきているといってよい。そのような状況を作り出すの

に、本基盤研究 A の研究活動が一定の貢献をしたと自負している。

他方、そのような認識が広まるにつれ、理論的課題もまた鮮明になってきている。たとえば、秩序違反を根拠とする差止めという考え方に対しては、その提示の直後から、様々な角度からの批判や問題点の指摘があった。そのような指摘を受けつつ、法理論と法実践との相互関連に関する 3 層構造という理解（藤岡・前出 NBL 論文）が提示されたことは、本基盤研究 A の研究活動を契機とする一つの成果であり、今後の議論の基礎となる。

また、私法学会の議論においては、競争秩序という議論の背景には、自律的私法秩序を守ろうという発想があるようであるがその根拠は何なのかとの指摘もなされた（藤田友敬コメント）。本基盤研究 A が対象とする競争秩序の擁護と自律的私法秩序の擁護とは同じものではないであろうが、競争の領域における法と政策の相互関係は重要な論点であり、今後に残された課題といわなければならない。

（2）生活環境について

①この領域において研究の出発点となったのは、（1）と同じように、前基盤研究 A で行ったシンポジウム「環境秩序への多元的アプローチ」の公表のための作業であった。その成果は、北大法学論集 56 巻 3 号（2005 年）（a）および同 56 巻 4 号（2005 年）（b）に公表されている。そこには、公益と私益との関係を検討する亘理格「環境行政法における公益、個別的利益、共同利益」（a 1277～1290 頁）、環境刑法を理解するには近代刑法の原理に止まっていけない旨を指摘する伊東研祐「環境保護における刑法の機能と視座——近代刑法原理を超えて」（a 1291～1303 頁）、環境に市場、共同体、個人の 3 つの視点からアプローチする水野謙「『環境』をめぐる法的諸相」（b 1769～1785 頁）、環境秩序を外郭秩序と捉えてそこでの民法の役割と可能性を検討する吉田克己「環境秩序と民法」（b 1786～1810 頁）が収録されている。

このシンポジウムで示された重要論点の 1 つは、共同性と公共性の異同である。それは、別の視角から見ると、共同体と市民社会との異同ということになるであろう。両者の区別をあまり意識せずに共同体に重点を置いて問題を考えていこうとするアプローチ（亘理報告、水野報告、山下竜一コメント〔a 1304～1309 頁〕、瀬川信久コメント〔b 1811～1814 頁〕）と、共同性と公共性を区別して、共同体というよりは市民社会に重点を置いて問題を考えていこうとするアプローチ（吉田克己報告、同発言、古矢旬発言等）とに分かれた。この論点のさらなる検討は、今後の課題である。

②その後、この領域については、個別研究

を中心とする研究活動が行われ、それをまとめる意味で、「都市環境法における公私協働」をテーマとするシンポジウムが開催された（2008 年 3 月）。その報告は、北大法学論集 59 巻 6 号（2009 年）に収録されている。民法がまちづくりにどのように関わりあっていくべきかを論じる秋山靖浩「まちづくりにおける私法と公法の交錯——私道の通行をめぐる最近の民事裁判例をてがかりにして」（3065～3089 頁）、重要な社会的課題でありながら公法的手法によっても私法的手法によっても打開策を見出すのが困難である産業廃棄物規制をテーマとした北村喜宣「産業廃棄物規制における公法的手法と私法的手法」（3090～3121 頁）、公共事業（都市施設）の差止めを中心に論じる越智敏智「公共事業紛争における公法と私法の交錯」（3123～3154 頁）の 3 本である。

また、本基盤研究 A の研究活動を基盤として、研究分担者の 1 人（秋山靖浩）が「現代における私法・公法の〈協働〉」をテーマとする日本法社会学会シンポジウムに報告者として招聘され、都市環境を中心として問題を検討した（「民法学における私法・公法の〈協働〉」法社会学 66 号 37～53 頁〔2007 年〕参照）。

③この研究領域においても、公私協働を確保する手法の 1 つとして法秩序違反を根拠とする差止めを打ち出す本基盤研究 A の議論（とりわけ吉田克己）は、きわめて大きな反響を巻き起こした。国立景観訴訟という具体的素材があったことも、影響の大きさの 1 つの原因であろう。もちろんそこには、共感を示す見解だけではなく、理論的・実践的な問題点を指摘して批判するものも少なくないが、本基盤研究 A の研究活動が生活環境領域での差止論の理論的深化に大きな寄与をなしたことはたしかであろう。

（3）公私協働の理論的基礎

以上 2 つの各論的領域における研究活動と並行して、公私協働の理論的基礎を探る研究活動も着実に進められた。

①まず、外部から報告者を招聘しての研究会を開催して、憲法・民法・行政法の関連を扱う山本隆司報告、制度的契約論を論じる内田貴報告、民事責任の機能を対象とする窪田充見報告を得た。内田報告とそれをめぐる議論は、内田貴ほか「制度的契約論の構想」北大法学論集 59 巻 1 号〔79〕～〔154〕頁（2008 年）として公表されている。

また、一般利益（公共性）をテーマとするパリで開催された国際シンポジウムにおいて、研究分担者の 1 人（亘理格）が報告を担当するなどした（Tadasu WATARI, *Les problématique du partenariat public-privé au Japon, in L'intérêt général au Japon et en France*, Dalloz, 2008, pp.61-72.）。なお、この国際シン

ポジウムの状況を伝えるものとして、大村敦志・亙理格・吉田克己ほか座談会「憲法・行政法・民法における一般利益＝公益」ジュリスト 1353 号 64～93 頁（2008 年）がある。

②また、国際活動として、フランスから『一般利益と契約』と題する浩瀚な博士論文を公開して注目されているパリ第 1 3 大学ムスタファ・メキ教授を招聘して、札幌と関西で研究会を開催した。これらの記録は、すべて『新世代法政策学研究』創刊号（2009 年）に収録されている。札幌での報告である吉田克己・齋藤由起訳「契約の諸機能と一般利益」（157～206 頁）、それへのコメントである大村敦志「契約化社会の起源・条件・射程」（207～212 頁）および議論、関西での報告である幡野弘樹・齋藤哲志訳「私法における一般利益と基本権」（229～285 頁）、そしてそれらの前提となる論考である齋藤哲志訳「フランス法における一般利益に関する序論的考察」（125～156 頁）および上記博士論文の紹介である吉田克己「紹介・ムスタファ・メキ『一般利益と契約』」（91～123 頁）である。

従来の日本の議論においては、公私協働論の前提となるはずの公共性について、必ずしも十分な理論的検討がなされていなかった。メキ理論は、この点に関して、一般利益を諸利益の階層化の帰結であるという定義を示す。そして、それとともに、一般利益の正統化には、上から提示される実体的価値に基づくドグマティックなもの、水平的なプロセス重視のプラグマティックなものがあるという斬新な認識を提示する。その上で、後者に重点を置きつつも、前者にも相応の位置づけを与えるというのがメキ理論の特徴である。この議論は、日本の公共性論にも示唆を与えるところ大であり、公私峻別論の理論的基礎として貴重なものである。

③本基盤研究 A による研究活動は、今後、北大 GCOE「多元分散型制御を目指す新世代法政策学」に発展的に引き継がれる。そのようにして、以上の成果を踏まえつつ、さらなる理論的彫琢が図られることになる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 25 件）

1. 吉田克己「労働契約と人格的価値——労働契約法に寄せて」法律時報 80 卷 12 号、p.29-37、2008、査読無
2. 長谷川晃「解釈的法思考の基底」青井秀夫・陶久利彦【編】『ドイツ法理論との対話』（東北大学出版会）、p.303-331、2008、査読無
3. 池田清治「契約準備段階における信義則上の注意義務違反」民商法雑誌 137 卷 3

号、p.85-94、2008、査読無

4. WATARI, Tadasu, “L’etude d’impact et le controle juridictionnel de l’utilite publique au Japon,” *Etudes offertes au professeur René Hostiou*, Litec, pp.547-556, 2008 査読無
5. 潮見佳男「ヨーロッパ契約法とドイツ債務法」早稲田大学比較法研究所【編】『比較と歴史のなかの日本法学』（成文堂）、p.91-120、2008、査読無
6. 田村善之「知的財産法政策学の試み」知的財産法政策学研究 20 号、p.1-36、2008、査読無
7. 松岡久和、鄭芙蓉「中国物権法成立の経緯と意義（中国物権法の制定）」ジュリスト 1336 号、p.38-48、2007、査読無
8. 山下龍一「循環型社会の形成とまちづくり」芝池義一・見上崇洋・曾和俊文【編著】『まちづくり・環境行政の法的課題』（日本評論社）、p.290-304、2007、査読無
9. 山下龍一「環境保護の主体」吉村良一・水野武夫・藤原猛爾【編】『新・環境法入門』（法律文化社）、p.58-69、2007、査読無
10. 亙理格「都市景観保護の課題」環境法政策学会誌 10 号、p.11-16、2007、査読無
11. 瀬川信久「共同不法行為論転回の事案類型と論理」能見善久・瀬川信久・佐藤岩昭・森田修【編】『民法学における法と政策』（有斐閣）、p.657-700、2007、査読無
12. 秋山靖浩「建築基準法上のいわゆる二項道路該当性と信義則（最判平成 18 年 3 月 23 日）」民商法雑誌 136 卷 1 号、p.49-62、2007、査読無
13. SHIOMI, Yoshio, “Modernization of German Civil Law and Japanese Civil Law Interpretation,” KITAGAWA, Zentaro & RIESENHUBER, Karl (eds.), *The Identity of German and Japanese Civil Law in Comparative Perspectives*, Gruyter, pp.57-90, 2007 査読無
14. 伊東研祐「「組織体の刑事責任」論の近時の展開について」三井誠ほか【著】『鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集 [上巻]』（成文堂）、p.397-411、2007、査読無
15. 田村善之「不正競争防止法に関する裁判例と法改正の動向」第二東京弁護士会知的財産権法研究会【編】『不正競争防止法の論点』（商事法務）、p.1-38、2006、査読無
16. 長谷川晃「共通善・私的善・公共善」鈴木興太郎・宇佐美誠・金泰昌【編】『公共哲学<20>世代間関係から考える公共性』（東京大学出版会）、p.37-68、2006、査読無

17. 曾野裕夫「商人による私的秩序形成と国家法の役割」絹巻康史・齋藤彰【編】『国際契約ルールの誕生』（同文館出版）、p.41-66、2006、査読無
18. 亘理格「土地利用規制論と景観法」ジュリスト 1314 号、p.21-28、2006、査読無
19. 瀬川信久「不法行為」北村一郎【編】『フランス民法典の 200 年』（有斐閣）、p.333-375、2006、査読無
20. 吉田克己「景観利益の法的保護——《民法と公共性》をめぐって」慶應法学 3 号、p.79-117、2005、査読無
21. 吉田克己「現代不法行為法学の課題——非侵害利益の公共化をめぐって」法の科学 35 号、p.143-149、2005、査読無
22. 稗貫俊文「日本のバイオテクノロジー産業と競争政策——リサーチツール特許のライセンス問題——」知的財産法政策学研究 9 号、p.103-119、2005、査読無
23. 和田俊憲「第三者による被詐取金の立替払と詐欺罪の構造」ジュリスト 1303 号、p.166-170、2005、査読無
24. 秋山靖浩「ドイツにおける都市計画と併存する地役権——都市空間の制御における地役権の意義を探るために——」早稲田法学 81 巻 1 号、p.1-45、2005、査読無
25. 潮見佳男「説明義務・情報提供義務と自己決定」判例タイムズ 1178 号、p.9-17、2005、査読無
〔学会発表〕（計 2 件）
1. TAMURA, Yoshiyuki, "A Japanese Perspective on Intellectual Property Law and Policy," Conference on Innovation and Communications Law, 2008.7.18, University of Turku, Finland
2. SONO, Hiroo, "Contract Law Harmonization and Non-Contracting States: The Case of the CISG," Modern Law for Global Commerce: Congress to celebrate the 40th annual session of UNCITRAL, 2007.7.11, 国際連合本部（オーストリア・ウィーン市）
〔図書〕（計 3 件）
1. 稗貫俊文【編著】『競争法の東アジア共同市場』（日本評論社）、p.1-226、2008
2. 稗貫俊文『21 世紀 COE 知的財産研究叢書<2>市場・知的財産・競争法』（有斐閣）、p.1-250、2007
3. 村上裕章『行政訴訟の基礎理論』（有斐閣）、p.1-340、2007

以上、本文中で引用の研究業績は除く

〔その他〕

ホームページ

<http://www.juris.hokudai.ac.jp/spoir/>

北海道大学学術成果コレクション (HUSCAP)

北大法学論集

<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/bulletin/law>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉田 克己 (YOSHIDA KATSUMI)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：20013021

(2) 研究分担者

田村 善之 (TAMURA YOSHIYUKI)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：20197586

長谷川 晃 (HASEGAWA KO)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：90164813

稗貫 俊文 (HIENUKI TOSHIFUMI)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：70113610

村上 裕章 (MURAKAMI HIROAKI)
九州大学・大学院法学研究院・教授
研究者番号：20210015

曾野 裕夫 (SONO HIROO)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：60272936

松岡 久和 (MATSUOKA HISAKAZU)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：30165782

池田 清治 (IKEDA SEIJI)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：21212772

和田 俊憲 (WADA TOSHINORI)
慶應義塾大学・大学院法務研究科・准教授
研究者番号：80302644

山下 龍一 (YAMASHITA RYUICHI)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：60239994

亘理 格 (WATARI TADASU)
北海道大学・大学院公共政策学連携研究部・教授
研究者番号：30125695

瀬川 信久 (SEGAWA NOBUHISA)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：10009847

秋山 靖浩 (AKIYAMA YASUHIRO)
早稲田大学・大学院法務研究科・准教授
研究者番号：10298094

潮見 佳男 (SHIOMI YOSHIO)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：70178854

伊東 研祐 (ITO KENSUKE)
慶應義塾大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：00107492

(3) 連携研究者

なし